

(平成26年5月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月31日から44年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年12月31日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年1月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る資料が無いため詳細は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成18年6月30日の標準賞与額に係る記録を66万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与の支給額及び保険料控除額が確認できる賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成18年6月分の賞与支給明細書及びA社から提出された同年度賃金台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等において確認できる賞与額及び保険料控除額から、66万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 20 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額記録については、44 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から 22 年 5 月 1 日までの期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、44 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、当該期間について、当該訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、20 年 4 月から 21 年 1 月までは 44 万円、同年 2 月から 22 年 2 月までは 41 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から 22 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は平成 20 年 1 月から給与の支給額を変更したが、届出を失念しており、24 年 6 月に年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額は年金額に反映されない記録となっている期間もあるため、貸金台帳と源泉徴収簿を提出するので、申立期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、A 社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、44 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 20 年 4 月から 22 年 4 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、36 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 24 年 6 月 28 日に 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の額ではなく、当初記録されていた額となっている。

しかしながら、A 社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき当該期間に係る標準報酬月額について、平成 20 年 4 月から 21 年 1 月までは 44 万円、同年 2 月から 22 年 2 月までは 41 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所及び年金事務所は、申立期間に係る当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月16日及び同年12月25日は45万円、16年7月16日は43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月16日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書(賞与)を提出するので、申立期間①、②及び③の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料支払明細書(賞与)から、申立人は、平成15年夏、同年冬及び16年夏について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、賞与支払年月日については、A社における従業員から提出された同社の給料支払明細書(賞与)及び同社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者記録から判断して、平成15年7月16日、同年12月25日、16年7月16日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる賞与額から、平成15年7月16日及び同年12月25日は45万円、16年7月16日は43万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成21年7月21日とされ、同年7月21日から22年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を21年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和61年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成21年7月21日から22年10月1日まで

A事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明し同事業所に相談したところ、同事業所は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付の対象とならない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書並びにA事業所から提出された労働者名簿及び賃金台帳により、申立人は、申立期間も同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、申立期間に係る保険料については時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成18年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までは28万円、19年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、20年9月から21年2月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月1日から19年9月1日まで
② 平成20年9月1日から21年3月7日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が控除された保険料に見合うものになっていない。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成18年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月から同年12月までは28万円、19年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、20年9月から21年2月までは26万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚が所持している給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月28日は46万8,000円、17年7月31日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月28日
② 平成17年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②も賞与が支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる保険料控除額から、46万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社が保有する平成17年度給料一覧表により、申立人は、同社から52万円の賞与を支給されていたことが確認できる。

また、上記給料一覧表には、賞与支給額の記載しか無いため、厚生年金保険料控除額については確認することができないものの、A社は、申立期間②について、賞与を支給

した全ての従業員から厚生年金保険料を控除していたと思うとしており、上記給料一覧表に記載されている他の従業員が保有している当該期間に係る賞与明細書から、賞与支給額に見合う厚生年金保険料の控除が確認でき、申立人も他の従業員と同様に当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと考えられるとしていることから、申立人は当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記平成 17 年度給料一覧表において確認できる賞与額から、52 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間における届出をしていないこと、また、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年11月から10年8月までは41万円と記録されていたところ、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年10月1日以前の同年9月29日付けで、20万円に遡って減額訂正されている上、同日付けで申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正された者が複数人確認できる。

また、A社の事業主は、平成9年頃から経営不振で資金繰りに苦慮していた旨供述しており、同社に係る滞納処分票からも、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額について有効な記録訂正処理があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年6月13日、資格喪失日に係る記録を44年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のD社における資格喪失日（平成11年6月25日）及び資格取得日（平成11年7月5日）を取り消し、申立期間④の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和43年6月13日から同年7月5日まで
③ 昭和44年2月25日から同年3月1日まで
④ 平成11年6月25日から同年7月5日まで

A社E事務所に勤務した期間のうちの申立期間①、同社C工場に勤務した期間のうちの申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社後、同社のグループ会社であったF社、A社E事務所、同社C工場及び同社のグループ会社であったG社には継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間④については、D社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録並びに当該期間当時のA社E事

務所の人事担当者及び同社C工場に勤務していた従業員の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社E事務所から同社C工場に異動、その後、同社C工場からG社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間②の異動日については、A社C工場の従業員の供述から、昭和43年6月13日とし、申立期間③の異動日については、申立期間③当時の同社E事務所の人事担当者の供述から、44年3月1日とすることが相当である。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年7月及び44年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③の保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人はA社本社に採用されたものの、Hグループ内の転勤命令によって、F社を経てA社E事務所へ異動したと申し立てているところ、昭和36年6月1日にF社からA社E事務所へ異動した同僚は、申立人が自分より1年程度後にF社からA社E事務所へ異動してきたと供述している。

しかしながら、B社は、当時の資料が無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除については不明としているほか、A社E事務所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者記録のある従業員のうち住所の判明した10人に照会し、7人から回答を得たが、いずれも申立人が同社E事務所に勤務した始期を記憶していないため、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、申立人のA社E事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立期間①の終期である昭和37年7月1日と記録されていることが確認できるところ、申立人の同社における雇用保険の資格取得日の記録と一致している。

なお、F社を承継したI社は、当時の資料が無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明としている上、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者記録のある元従業員のうち住所の判明した11人に照会し、9人から回答を得たが、いずれも申立人が同社を異動した時期を記憶していないため、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間④については、申立人は昭和46年9月21日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成11年6月25日に資格を喪失、同年7月5日に再度同社において資格を取得しており、申立期間④に係る被保険者記録は無いものの、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった同社が発行した継続勤務証明書により、申立人は申立期間④に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、D社の回答によると、申立人が平成11年6月24日に同社の取締役を退任し嘱託として再雇用されたことが確認できるところ、同社の人事担当者は、「平成25年6月に取締役を退任し嘱託として再雇用した者の場合は、厚生年金保険被保険者資格を継続し厚生年金保険料も継続して控除しているので、申立人の場合も、勤務が継続しているなら厚生年金保険料（11年6月は嘱託になった後の報酬に見合う金額）を継続して控除していたと思う。」と供述しているところ、申立人と同様に同社の取締役を退任後嘱託として再雇用された者は、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険の被保険者となっており、継続した加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のD社における平成11年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行い、申立期間④に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成11年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成22年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年4月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便を見て、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。しかし、申立期間はA社に勤務し、給与から保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び申立期間に同社に勤務していた同僚の供述並びに申立人から提出された当該期間の給料支払明細書から、申立人は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成22年4月及び同年5月は19万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届を年金事務所に提出していないと供述

していることから、年金事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月及び同年9月は3万9,000円、同年10月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和44年4月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月21日から同年11月1日まで
② 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

C社の子会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C社の子会社であるB社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。C社から受けた永年勤続表彰状を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社の回答及び申立人から提出のあった永年勤続表彰状から判断すると、申立人は当該期間において同社の子会社であるA社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間①の異動日について、C社は、申立人は昭和40年11月1日にA社からC社へ異動したと回答していることから、A社における資格喪失日に係る記録を

同日とすることが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年7月及び同年10月の事業所別被保険者名簿の記録から、同年8月及び同年9月は3万9,000円、同年10月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、C社は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、C社の回答及び申立人から提出のあった永年勤続表彰状から判断すると、申立人は当該期間も同社の子会社であるB社に勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む17人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、昭和44年4月1日と記録されていたところ、当初同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と記録されていた同年4月1日より後の同年11月25日付けで、同年3月31日と訂正された記録が確認できる。

また、B社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は申立期間②当時も法人事業所であることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間において17人の被保険者が確認できることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の被保険者資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当初記録されていた昭和44年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年4月7日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年6月3日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月31日から同年4月7日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間もA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月31日より後の同年4月7日付けで同年1月31日と記録されたことが確認できる。

また、申立人以外に平成6年1月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は15人確認できるが、そのうち5人については、資格喪失日が同年3月31日と記録された後、同年4月8日付けで同年1月31日に遡って訂正処理されたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日においても同社は法人格を有しており、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処理日である平成6年4月7日に訂正することが必要で

ある。

なお、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における5年12月のオンライン記録から、22万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成6年4月7日から同年6月3日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあった平成6年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、4か月分の社会保険料に相当すると考えられるところ、申立人から提出のあった同年1月の給料明細書で確認できる社会保険料控除額は、5年12月に適用されていた保険料率で計算されていることから、A社における社会保険料は翌月控除であると判断され、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、5年12月から6年3月までの保険料であると判断される。

また、A社の社会保険事務担当者は、平成6年3月で社会保険から脱退したため、同年4月以降の厚生年金保険料は控除していないと供述しているところ、従業員から提出のあった同年5月分の給料明細書から厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成6年4月7日から同年6月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から平成16年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から平成16年2月まで

私は、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと亡くなった姉から聞いたことがある。納付済みとされている昭和45年4月から同年12月までの保険料は元妻が納付してくれたが、母は、当該期間の保険料も納付してくれていたはずである。ただし、母が亡くなった後は誰が私の保険料を納付してくれていたかは分からない。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和43年8月頃から44年6月頃までの間に払い出されたと推認でき、43年8月時点では、申立期間のうち39年3月から41年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、i) 申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、大部分の期間の保険料を納付していたとする母親から聴取することができないこと、ii) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、母親が亡くなった後は誰が申立人の保険料を納付してくれていたか分からないと述べていることから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から53年12月まで
私の母は、私が20歳になった昭和44年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和44年*月頃に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、53年8月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親から聴取することができず、申立人は、加入手続き及び申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続き及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで

私は、昭和58年2月頃にA市B区役所で57年1月から58年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料として約10万円から20万円を一括納付し、同年4月頃にC市役所で2年分の夫婦二人分の保険料を前払いで約10万円ずつ2回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月頃にA市B区役所で57年1月から58年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、同年4月頃にC市役所で同年4月から2年分の夫婦二人分の保険料を前払いで2回に分けて納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から59年5月頃にC市において払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
私の父は、私が大学生（昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで）だった時に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が大学生の時に申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が大学を卒業した昭和 49 年 3 月より後の 50 年 5 月 17 日に A 区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間の保険料を納付していたとする父親から聴取することができず、申立人は、申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間の保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年4月まで
私の母は、私が20歳になった昭和42年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和42年*月頃に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻した後の52年11月4日に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親から聴取することができず、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日
年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の人事関連業務を管掌するB社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間に係る賞与の支払及び届出等について不明である旨回答している。

また、A社が加入するC健康保険組合によると、同社から提出された平成17年12月の賞与支払届を保管しているが、その中に申立人の記録は見当たらない旨回答している。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時の給与振込銀行から、申立期間に係る取引推移一覧表の提出があったが、申立期間において賞与と見られる入金取引は確認できない上、D県E市から提出された申立人に係る平成17年分の社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額から算出される同年分の社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成14年11月1日から15年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち平成15年2月1日から同年2月26日までの期間については、A社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から15年2月26日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成14年11月1日に入社し、賃貸営業の担当として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された平成14年分の給与所得の源泉徴収票の記載内容から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成14年11月1日から15年2月1日までの期間について、申立人から提出された14年分及び15年分の給与所得の源泉徴収票並びに14年分及び15年分の所得税の確定申告書並びに同社から提出された年末調整一覧表においてそれぞれ確認できる社会保険料控除額を検証したところ、当該期間については、雇用保険料相当額は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

また、A社は、申立期間当時は3か月の試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、複数の者は、同社には3か月の試用期間があり、当該期間については給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している上、当該者のうち、平成10年7月に入社したと記憶し同年11月2日に資格取得している者から提出された同年7月分から同年11月分までの給与支給明細書によると、同年7月分から同年10月分までの給与からは厚生年金保険

料は控除されておらず、同年 11 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人は、オンライン記録によると、平成 14 年 9 月から 15 年 1 月までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B 区からの回答によると、12 年 3 月 1 日から 15 年 2 月 2 日までの期間において国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成 15 年 2 月 1 日から同年 2 月 26 日までの期間について、申立人から提出された平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票及び確定申告書並びに A 社から提出された年末調整一覧表並びに同社の供述から判断すると、15 年 2 月分の厚生年金保険料が控除されていたことが認められるが、厚生年金保険法第 19 条第 2 項では、「被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。」と規定されており、オンライン記録によると、申立人の A 社における資格取得日は同年 2 月 1 日、資格喪失日は同年 2 月 26 日であり、同日に C 社の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年 2 月については、A 社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

関東東京厚生年金 事案 25188 (事案 4387 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社を退職した事実無く継続して勤務していたので、第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正を行うことはできない旨の通知を受けた。今回、新たな資料として、申立期間当時の同社での社員旅行の写真及び勤続表彰状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻から提出された申立人が作成したとする履歴書によると、「昭和 36 年 5 月 B社C工場勤務」と記載されているものの、同書から申立人の申立期間におけるA社での勤務が確認できない上、同社は 38 年 2 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険の取扱いについて供述が得られないこと、また、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同様、36 年 5 月 1 日に同社で資格を喪失後、38 年 2 月 1 日に同社で資格を再取得している従業員二人並びに申立人の妻が記憶していた同僚並びに申立期間及びその前後に被保険者記録がある複数の従業員に照会したものの、いずれの者も同社の厚生年金保険の取扱いは不明としており、給与明細書等も無いため、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除について確認することができないこと等から、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認D地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われてい

る。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、A社での昭和34年8月、36年9月及び37年9月の社員旅行の写真並びに同年10月1日付けの5年勤続表彰状を提出しており、これらの資料及びこれに関する複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、同社に在籍していたことはいくつかは明らかである。

しかしながら、上記写真及び勤続表彰状からは、A社での厚生年金保険の取扱いは確認できない上、上記履歴書では、申立人は昭和32年3月に同社に入社後、36年5月からB社C工場勤務となった旨記載されていることから、申立人は、申立期間当時、A社に在籍のまま同社の関連会社であったB社C工場で勤務していたことが考えられるが、A社における申立人の勤務状況について確認することができない。

また、前回の申立ての調査では、申立人の申立期間における給与からの保険料控除がどうかは資料及び周辺事情は見当たらず、今回の申立てにおいても、保険料控除に関する新たな資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 26 日から 50 年 12 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月から 56 年 8 月まで
③ 昭和 56 年 9 月から 58 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①、②及び③については、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る議事録を保有する同社の元代表取締役によれば、申立人は昭和 45 年 10 月 25 日にA社の代表取締役に就任し、49 年 10 月 25 日に重任していることが確認できると回答していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、A社の関連事業所であるD社からA社へ出向していたとしているが、D社に係る適用事業所名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①にA社で一緒に勤務したとする同僚の氏名を記憶しているが、当該同僚の連絡先が不明であることから、この者から申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、D社に係る事業所別被保険者名簿及び申立人がA社の後に勤務したE社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金

保険被保険者であったことが確認できる従業員 31 人に、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった 14 人全員がいずれも不明であるとしている。

また、A社の元代表取締役は、申立期間①当時の状況としてD社、A社及びE社は、それぞれ独立採算制であったとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社に係る適用事業所名簿によると、同社は、昭和 43 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成 10 年 2 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間②当時は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の現在の事業主は、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

さらに、申立人は申立期間②にB社と一緒に勤務した従業員の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、C社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が主張している申立期間③当時にC社の事業主であったとする者は、既に死亡しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は申立期間③にC社と一緒に勤務した従業員の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。